

2019年5月2日

お取引先様各位

株式会社ユニオン

### アボカド残留農薬基準値超過のお知らせ（ホームページ掲載用）

お取引先様各位におかれましては、日頃より大変お世話になっておりますにもかかわらず、今回の問題に対し、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを改めまして陳謝いたします。

さて、去る4月29日にご報告をさせていただきましたが、4月25日付けにて神戸検疫所により、農薬ピフェントリンが国の定める基準値を超過した件に関する指導書を受領いたしました。

また、4月26日に厚生労働省のホームページ上に於いて、平成31年度輸入食品モニタリング計画に基づき、輸出者 USA UNION INTERNATIONAL INC.（以下、U.S.A ユニオン）または包装者 COMERCIALIZADORA GLOBAL FRUT S.DE R.L.DE C.V.に関するメキシコ産アボカドが、モニタリング強化の対象品として改正されておりますことをご報告致します（詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照下さい）。

なお、神戸検疫所による指導内容は、下記の通りです。

1. 違反原因の調査および報告を行うこと
2. 輸入再開時の改善結果の報告を行うこと。

なお、今回の指導の対象となる商品は、U.S.A ユニオンが取扱うメキシコ産アボカド全量となります。

これに対する当社としての対応は以下の通りとなります。

1. 厚生労働省の指導に沿って、U.S.A ユニオンからのアボカドの全量についてピフェントリン検査を実施し、基準値以内(0.01ppm 以下)として厚労省から認可が下りた商品のみ出荷を行います。
2. 通関済みの商品に対しては、すでに検査依頼を行っており、結果が基準値以内の商品のみ出荷いたします(現状、指摘を受けた物と同一ブランド、同一 PUC No.の商品であっても当社の検査結果では検出されていません)。
3. 入港済みで通関待ちの商品については、検査結果が5月2日(木)に判明する予定となっております、その結果に基づいて対応してまいります。
4. 現在海上で運送中となっている貨物につきましても、同様の対応を行ってまいります。
5. 本件につきましては、その検査結果を、随時当社ホームページに掲載してまいります。  
\* 個別の検査結果が必要な際は、当社営業担当もしくは品質管理担当までご用命下さい。

なお、本件の影響で通関が3日~4日遅れることも想定されます。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。詳細につきましては当社営業担当もしくは品質管理担当までお問い合わせください。

以上